

○千葉県立自然公園条例（昭和35年4月1日条例第15号）

---

（報告徴収及び立入検査）

第十五条 知事は、第九条第三項の認可を受けた者に対し、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、相当の期限を定めてその公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第十四条の三第四項の認定を受けた者に対し、相当の期限を定めて認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第二十八条の六 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十八条の三第三項の認定を受けた者に対し、相当の期限を定めて認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。